

総発第207号  
令和3年9月2日

酒田市監査委員 大石 薫 様  
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至

### 財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和3年6月15日付監発第20号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

#### 記

財政援助団体等監査 「社会福祉協議会運営費補助金」（健康福祉部福祉課）  
上記補助金の対象者 《社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会》

#### 【指摘事項】

・補助金等の交付目的（健康福祉部福祉課）

東日本大震災追悼事業、及び地域支えあい活動推進事業について、酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱 別表に具体的な記載がないため、その他事業として補助金を交付している。

その場合、市長が特に必要と認めた経費に対し市長が別に定める補助率で補助金を交付しなければならないことを同要綱で定めているが、補助対象事業とすること、また、その事業に対する補助率を定めた決裁文書が確認できなかった。

・補助金等の履行状況等の確認（健康福祉部福祉課）

（社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会）

酒田市社会福祉協議会が学区・地区社会福祉協議会（以下、学区・地区社協）に対して交付している、新・草の根事業補助金について、学区・地区社協から決算実績報告者が提出されている。

その際、多くの学区・地区社協で交付金額が決算額を上回っている状況にもかかわらず、新・草の根事業補助金交付要綱第8条に定められている補助金返還の手続きが行われていない。

・補助金等の手続き（健康福祉部福祉課）

補助金交付申請の際、酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱第4条に定める必要書類のうち、理由書が添付されていないにもかかわらず申請が受理されていた。

また、同要綱第6条において、補助事業の内容の変更・中止等しようとするときは、補助事業等変更申請書の提出と市長の承認が必要であると定められているにもかかわらず、変更申請書の提出と補助事業変更の承認がないまま実績報告書を受理していた。

・事業報告の提出及び内容（健康福祉部福祉課）

酒田市社会福祉協議会からの事業報告書が令和3年4月30日付で提出されているが、福祉課の收受印の押印がなく、課内の回覧も行われていなかった。

酒田市事務決裁規程や酒田市文書管理規程等、基本的なルールに基づいた適正な業務執行に努めるとともに、適法性を含めた評価・指導・監察を行えるよう体制を整えること。

また、本来交付すべき額を超える補助金相当額については、速やかに返還手続きを行うこと。

■措置内容

指摘事項：補助金等の交付目的

令和3年度以降補助金を交付する際には、社会福祉協議会と協議の上、決裁文書に「その他」区分とする旨と補助率を明記する。

なお、東日本大震災追悼事業については、令和2年度をもって事業が終了した。

（健康福祉部福祉課）

指摘事項：補助金等の履行状況等の確認

学区・地区社協で実施する新・草の根事業については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、コミュニティセンターの閉館などで事業を十分に実施できなかった事情に鑑み、令和2年度に限り、交付額をもって確定額とし、酒田市社会福祉協議会運営費補助金を交付するものとする。

ただし、学区・地区社協からの実績報告に基づく決算額が交付額を下回っている場合には、未執行について令和3年度の同事業において執行するものとし、なお令和3年度分において未執行があった場合は返還するものとする。

酒田市社会福祉協議会においては、理事会での同意を得るなど、新・草の根事業補助金交付要綱に沿った取り扱いとなるよう対応を求める。

（健康福祉部福祉課）

令和2年度新・草の根事業補助金の繰越金の取り扱いについては、新・草の根事業補助金交付要綱第9条に基づき理事会の同意を得たうえで、特例として令和2年度のみ繰越を認め、繰越した額については令和3年度中に執行し、なお残額が生じた場合は令和3年度に返還とする予定である。

学区・地区社協から返還があった場合は、市に補助金返還の手続きを行う。

(社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会)

指摘事項：補助金等の手続き

令和3年度以降、必要書類のリストを作成し、厳にチェックを行う。

変更申請についても、令和3年度以降要綱通り取り扱う。

(健康福祉部福祉課)

指摘事項：事業報告の提出及び内容

今後は酒田市文書管理規程に沿った取り扱いを厳守する。

(健康福祉部福祉課)